

豊橋市企業の従業員の出会いづくり応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身の従業員（以下「従業員」という。）に対し企業が行う、新たな出会いの機会の創出に係る事業の実施等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出会いづくり応援企業 次に掲げる事業のいずれかを行い、東三河地域に事務所又は活動拠点を有する営利企業、公益法人、特定非営利活動法人等であつて、豊橋市に登録を受けているものをいう。

ア 従業員の出会いの機会創出を推進する事業

イ 愛知県又は豊橋市が発信する結婚応援情報を従業員へ周知する事業

ウ その他市長が必要と認める事業

(2) 婚活会員 次のいずれにも該当する個人又はグループで、豊橋市に登録を受けているものをいう。

ア 東三河地域に事務所もしくは活動拠点を有する営利企業、公益法人、特定非営利活動法人等に勤務している、又は居住していること

イ 20歳以上の独身の男性のみ又は女性のみで構成されること

(市の支援)

第3条 市は、出会いづくり応援企業及び婚活会員（以下、「会員」という。）に対する支援として、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 愛知県、東三河地域の市町村又は出会いづくり応援企業等が開催する結婚支援事業等に関する情報発信

(2) 出会いづくり応援企業による自主的な交流会等の開催のための情報提供

(登録対象)

第4条 第2条に規定する登録を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。

- (3) 暴力団又はその構成員の利益になる行動を行うものでないこと。
- (4) 公序良俗に反する等のおそれがある団体でないこと。
- (5) 出会いつくり応援企業にあっては、団体の規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取扱方針に関する規程等をいう。）が整備されていること。なお、労働組合その他規程がない団体については、母体となる企業等の規程が整備されていること。

（登録申請）

第5条 第2条に規定する登録を希望する者は、出会いつくり応援企業にあっては、豊橋市従業員の出会いつくり応援事業（出会いつくり応援企業）登録申請書（様式第1。以下、「申請書」という。）を、婚活会員にあっては、豊橋市従業員の出会いつくり応援事業（婚活会員）登録申込書（様式第2。以下、「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

（登録決定等）

第6条 市長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該登録を決定し、出会いつくり応援企業にあっては、豊橋市出会いつくり応援企業登録証（様式第3。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 登録の有効期間は、登録日から毎年度末までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに会員から変更又は登録辞退の申出のないときは、当該有効期間は、1年間同一条件で延長されるものとし、以降も同様とする。

（登録内容の変更の届出）

第7条 登録を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに豊橋市出会いつくり応援企業等登録変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出が出会いつくり応援企業の氏名又は名称の変更に係るものであるときは、新たに登録証を交付するものとする。

（登録の辞退）

第8条 登録を受けた者が、登録を辞退するときは、市長に豊橋市出会いつくり応援企業等登録辞退届（様式第5）を提出するとともに、出会いつくり応援企業にあっては、登録証を返還しなければならない。

（登録の取消し等）

第9条 市長は、登録を受けた者が、第4条各号のいずれかに該当しなくなったときその他市長が登録について適当でないと認めるときは、登録を取り消す又は事業の

中止を命ずることができるものとする。

（登録料）

第10条 登録に要する料金は、無料とする。

（個人情報の取扱い）

第11条 会員は、豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号）の規定に基づく規程を遵守するとともに、本要綱に基づいて取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

（事務局）

第12条 この要綱に関する事務は、豊橋市こども未来部子育て支援課が行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市企業の従業員の出会いづくり応援事業実施要綱の規定により作成されている様式第1、第2、第4、第5は改正後の豊橋市企業の従業員の出会いづくり応援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 5 条関係）

豊橋市従業員の出会いづくり応援事業（出会いづくり応援企業）登録申請書

年 月 日

豊橋市長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

豊橋市企業の従業員の出会いづくり応援事業の趣旨に賛同し、下記のとおり出会いづくり応援企業への登録を申し込みます。なお、登録の上は、豊橋市企業の従業員の出会いづくり応援事業実施要綱を遵守します。

記

(ふりがな) 事業所名								
事業所所在地	〒							
業種								
企業・団体の HPアドレス								
担当者 (責任者)	所属 役職				(ふりがな) 氏名			
	住所	〒						
	電話				FAX			
	Eメール アドレス							
独身従業員数 ※交流会等に今後参加 を希望されるおおよそ の人数をご記入ください。	男性	20代		人	女性	20代		人
30代			30代					
40代			40代					
団体のPR文 (100文字以内)	※企業の紹介、業務内容、従業員の紹介など							
上記の内容を「出会いづくり応援企業リスト」へ掲載し、 他の登録企業へ情報提供することについて					☐ 同意します ☐ 同意しません			

※当事者間のトラブルに関しては、市は一切の責任を負いません。

様式第 2 （第 5 条関係）

豊橋市従業員の出会いづくり応援事業（婚活会員）登録申込書

年 月 日

豊橋市長 様

代表者氏名

下記内容に偽りのないこと及び利用規約を遵守することを宣誓し申し込みます。

グループ名							
グループメンバー	代表者	氏名（ふりがな）		会社名		携帯番号	
		性別 男・女	生年月日 SH 年 月 日	住所		mail	
	メンバー1	氏名（ふりがな）		会社名		携帯番号	
		性別 男・女	生年月日 SH 年 月 日	住所		mail	
	メンバー2	氏名（ふりがな）		会社名		携帯番号	
		性別 男・女	生年月日 SH 年 月 日	住所		mail	
	メンバー3	氏名（ふりがな）		会社名		携帯番号	
		性別 男・女	生年月日 SH 年 月 日	住所		mail	
	メンバー4	氏名（ふりがな）		会社名		携帯番号	
		性別 男・女	生年月日 SH 年 月 日	住所		mail	

※グループの人数に制限はありません。一人での登録も可能です。

※記入欄が不足する場合は、用紙を複写してご使用ください。

※イベント等参加時に、社員証（ない場合は免許証等）を提示していただきます。

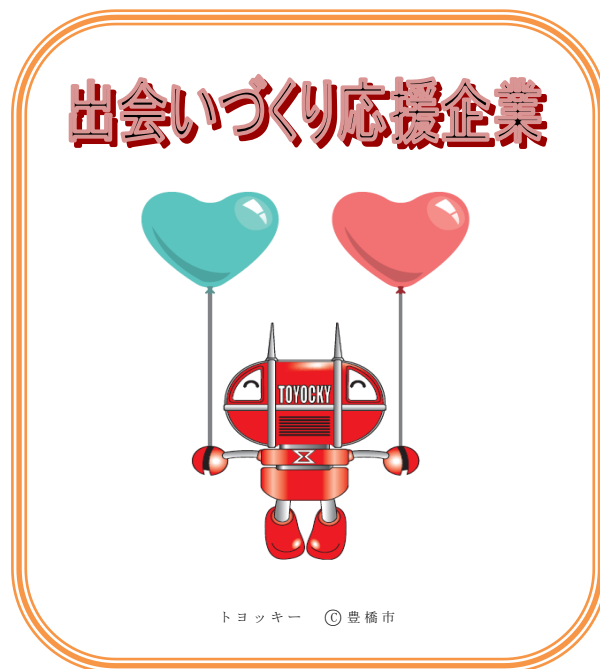
※記載された個人情報とは、当事業以外には活用しません。

様式第3（第6条関係）

豊橋市出会いづくり応援企業登録証

豊橋市が実施する「豊橋市企業の従業員の出会いづくり応援事業」において、「出会いづくり応援企業」として登録します。

応 援



様
年 月 日

豊橋市

様式第 4 （第 7 条関係）

年 月 日

豊橋市長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

豊橋市出会づくり応援企業等登録変更届

下記のとおり、豊橋市従業員の出会づくり応援事業（出会づくり応援企業）登録申請書／（婚活会員）登録申込書に記載した事項に変更がありましたので届け出ます。

記

変 更 事 項	
変 更 の 内 容	（変更前） （変更後）
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
問 合 せ 先	（担当者名 ）

様式第 5 （第 8 条関係）

年 月 日

豊橋市長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

豊橋市出会いつくり応援企業等登録辞退届

下記のとおり、豊橋市出会いつくり応援企業等の登録を辞退したいので届け出ます。

記

辞 退 の 理 由	
辞 退 年 月 日	年 月 日
問 合 せ 先	(担当者名)